

○物品及び委託に係る電子入札の試行に関するガイドライン

平成 28 年 11 月 17 日総務部長決裁 総務第 631 号

(趣旨)

第 1 条 このガイドラインは、我孫子市が発注する物品購入及び業務委託に係る電子入札の試行に関し、我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱（平成 16 年告示第 17 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 このガイドラインにおいて、用語の意義は、我孫子市電子入札実施要領（平成 22 年告示第 85 号）に定めるところによる。

(入札参加者)

第 3 条 電子入札に係る入札参加者は、代表者又は年間代理人とする。

- 2 入札参加者は、当該入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により現に資格停止の処分を受けている者は、代理人となることはできない。

(入札参加資格審査の申請)

第 4 条 入札参加者は、入札参加資格審査申請書を指定の日時（以下「申請書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより市長に提出しなければならない。

(入札書の提出)

第 5 条 入札参加者は、入札書を指定の日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより市長に提出しなければならない。

- 2 原則として、内訳書の提出はしないものとする。ただし、当該案件に係る個別の公告文において内訳書の提出を求める場合は、入札書に公告文において指定された内訳書を添えて電子入札システムにより市長に提出しなければならない。

(資格審査資料の提出)

第 6 条 入札参加者のうち、落札予定者又は次順位者として市から連絡を受けた者は、指定された書類を連絡を受けた日から起算して 2 日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第 21 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）以内に契約担当課に提出しなければならない。ただし、入札参加資格審査の申請のときに、入札参加資格審査申請書と同時に指定された書類を提出した場合は、開札後の提出を省略することができるものとする。

(紙入札)

第 7 条 紙入札に係る規定、様式及び手続きについては、我孫子市電子入札実施要領を準用する。

(入札等の制限)

第8条 入札の回数は、1回とする。

- 2 提出された入札書は、差換え又は訂正をすることはできない。
- 3 入札参加者は、入札に当たり他の入札参加者といかなる相談も行ってはならない。
- 4 前項の規定に違反した事実が明らかと認められたときは、当該入札は無効とする。
- 5 入札参加者は、落札者が決定する前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、開札開始日時に至るまでいつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札の辞退に係る様式及び手続きについては、我孫子市電子入札実施要領を準用する。

(未入札)

第10条 入札参加者が電子入札システムにより入札参加資格申請書を提出した後、入札書受付締切日時までに入札書を提出しないときは、未入札とみなす。

(苦情の申立て)

第11条 入札参加者は、入札執行後において、我孫子市電子入札実施要領、設計書、図面、仕様書等についての不明を理由として、苦情を申し立てることはできない。

(履行保証)

第12条 契約金額が1,000万円以上の業務委託については、契約保証を必要とする。

- 2 契約保証の額は、契約金額の10分の1以上の額とする。
- 3 契約保証に当たっては、次に掲げるいずれかの証書又は証券を提出するものとする。
 - (1) 歳入歳出外現金領収証書
 - (2) 有価証券の保管証書
 - (3) 金融機関の保証証書
 - (4) 保証事業会社の保証証書
 - (5) 保険会社の公共工事履行保証証券（履行ボンド）
 - (6) 保険会社の履行保証保険証券
- 4 契約保証の履行方法は、前項各号のうちから受注者が選択できるものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このガイドラインは、決裁の日から施行し、同日以後に公示する入札又は指名を通知した指名競争入札について適用する。